

栃木県における まん延防止等重点措置

期間

令和4（2022）年1月27日（木）

～

令和4（2022）年2月20日（日）

実施内容

国による**まん延防止等重点措置**の適用を踏まえ、以下の市町を措置区域として、感染拡大を防止するために新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条の6、第24条第9項により県民等に対して要請を行うとともに、必要な協力を働きかける。

措置区域

栃木県全域

期 間

令和4(2022)年1月27日(木)
～
令和4(2022)年2月20日(日)

●県民に対する協力要請

※まん延防止等重点措置適用に伴う、
新たな協力要請は下線部

栃木県全域

【感染リスクの低減を図る取組】

● 基本的な感染対策の徹底の継続

- ワクチン接種者含め、「マスク着用」・「会話する＝マスクする」・「手洗い」・「ゼロ密」・「換気」等の実践
【特措法第24条第9項】
- 外食の際は、とちまる安心認証店など、感染対策が徹底された飲食店を利用し、感染対策が徹底されていない飲食店等の利用を避ける 【特措法第24条第9項】
- 営業時間の変更を要請した時間以降、営業している飲食店にみだりに出入りしない。
【特措法第31条の6第2項】

● 人との接触機会の低減 【特措法第24条第9項】

- 混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出・移動の自粛
- 同一グループ・同一テーブルでの5人以上の会食を避ける(※)
- 会食は2時間以内とする

● 感染に不安がある場合は積極的に検査を受検 【特措法第24条第9項】

【慎重な移動】

● 不要不急の都道府県間の移動は極力控える(※) 【特措法第24条第9項】

※ワクチン・検査パッケージ/対象者全員検査による緩和は当面行わない

●事業者に対する働きかけ【法に基づかない働きかけ】

- **テレワーク、時差出勤、自転車通勤等、人との接触機会を低減する取組の継続・実施**
- **感染拡大防止のための適切な取組の実施**
- **基本的な感染対策の徹底**
 - 手洗い・手指消毒、せきエチケット、職員同士の距離確保、事業場の換気励行、複数人が触る箇所の消毒、発熱等の症状が見られる従業員の出勤自粛、出張による従業員の移動を減らすためのテレビ会議の活用、昼休みの時差取得、社員寮等の集団生活の場での対策
 - 「会話する＝マスクする」運動への参加
 - 「居場所の切り替わり」(休憩室・更衣室・喫煙室等)への注意
- **業種ごとの感染拡大予防ガイドラインの徹底**
- 重症化リスクのある労働者（高齢者、基礎疾患を有する者等）、妊娠している労働者及びそうした者が同居家族にいる者に対して、本人の申出に基づく在宅勤務（テレワーク）や時差出勤等の配慮
- **「新型コロナウイルス感染防止対策取組宣言」の実施**
- **事業継続計画(BCP)の点検・見直し及び策定**

対象施設

食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている店舗
 〔飲食店〕 飲食店（居酒屋を含む）、喫茶店等（宅配・テイクアウトサービスを除く）
 〔遊興施設〕 キャバレー、カラオケボックス等
 〔結婚式場〕 結婚式場等（ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る)で行う場合も同様の条件を求める。）

要請内容

営業時間の短縮・酒類の提供について【特措法第31条の6第1項】

| | とちまる安心認証店 | | 認証店以外 |
|------------|---------------|--------------|---------------|
| | 以下、どちらかを選択する | | |
| 営業時間 | 5時～20時 | 5時～21時 | 5時～20時 |
| 酒類の提供 | 自粛(利用者の持込み含む) | 20時まで | 自粛(利用者の持込み含む) |
| 協力金(中小企業等) | 3万～10万円/日 | 2.5万～7.5万円/日 | 3万～10万円/日 |

共通事項【特措法第24条第9項】

- ・同一グループ・同一テーブル4人以内(※ワクチン・検査パッケージ/対象者全員検査による緩和は当面行わない)
 - ・業種別ガイドラインを遵守する。
 - ・その他、まん延を防止するために必要な措置の実施
- ・従業員への検査推奨
 - ・入場者の整理・誘導
 - ・発熱その他の症状のある者の入場の禁止
 - ・手指消毒設備の設置
 - ・事業を行う場所の消毒
 - ・マスク着用その他感染防止に関する措置の周知
 - ・正当な理由なくマスク着用等の感染防止措置を講じない者の入場の禁止（すでに入場している者の退場も含む）
 - ・施設の換気を行う
 - ・アクリル板等の設置又は利用者の適切な距離の確保等の飛沫感染防止に効果のある措置を講じる
 - ・滞在時間の制限（2時間程度を目安）などにより同時に多数の人が集まらないようにする
 - ・店内では大声での会話を避けるよう注意喚起を行う（会話する＝マスクする）

要請内容への協力状況については実地により確認する。

| 施設の種類 (施行令第11条第1項) | 内訳（施設の例） | 要請内容 |
|-----------------------|--------------------------------|--|
| 劇場等 (第4号) | 劇場、観覧場、映画館 など | <p>まん延を防止するために必要な措置を講じる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従業員への検査推奨 ・発熱その他の症状のある者の入場の禁止 ・事業を行う場所の消毒 ・正当な理由なくマスク着用等の感染防止措置を講じない者の入場の禁止 (すでに入場している者の退場も含む) ・施設の換気を行う ・パーティション等の設置又は利用者の適切な距離の確保等の飛沫感染防止に効果のある 措置を講じる <p>入場整理の例</p> <p>●施設全体</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出入口にセンサー、サーモカメラ等を設置し、入場者・滞留者を計測し人数管理を行う ・出入口の数の制限、入構制限、駐車場の収容上限の一時的削減等により人数制限を行う <p>●売場全体</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入口を限定し係員が入場人数を記録、入場整理券・時間帯別販売整理券の配布、買い物かごの稼働数把握、事前のweb登録等により人数管理を行う ・一定以上の入場ができないよう人数制限を行う ・アプリで混雑状況を配信できる体制を構築する <p>1,000㎡以下の施設についても同内容を講じる【法に基づかない働きかけ】</p> |
| 集会場・展示場等 (第5・6号) | 集会場、貸会議室、展示場、文化会館、多目的ホール など | |
| 商業施設 (第7号) | 大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店など | |
| ホテル等 (第8号) | ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る） | |
| 運動施設 (第9号) | 体育館、水泳場、ボウリング場、スポーツクラブ など | |
| 遊技場 (第9号) | マージャン店、パチンコ店、ゲームセンター、テーマパーク など | |
| 博物館等 (第10号) | 博物館、美術館、図書館 など | |
| 遊興施設 (第11号) | ナイトクラブ、ライブハウス など | |
| サービス業 (第12号) | スーパー銭湯、美容室、クリーニング店 など | |
| 学習塾等 (第13号) | 自動車教習所、学習塾 など | |

【開催に必要な要件】

- ① 全てのイベントにおいて「イベント開催時における必要な感染防止策」を主催者が徹底するとともに、参加者も十分理解すること
- ② イベントごとに「チェックリスト」または「感染防止安全計画」を作成すること
 - ・ 5,000人超のイベントについては「感染防止安全計画」を策定し、県所管課による確認を受けること
 - ・ それ以外のイベントについては「チェックリスト」を作成し、HP等で公表すること（終了後1年間保管）
- ③ 下記の人数上限等に沿った規模とすること

【人数上限等】

○ 収容率又は人数上限のいずれか小さい方を限度とする。

| | | 収容率 | 人数上限 |
|-----------------|--------|------------------------|-----------|
| チェックリスト作成のみ | 大声なし※3 | 100%以内※1 | 5,000人以下 |
| | 大声あり※3 | 50%以内※2 | |
| 「感染防止安全計画」策定・実施 | | 100%以内 「大声なし」の担保が前提 | 20,000人以下 |

※1 収容定員が設定されていない場合は、人と人が触れ合わない程度の間隔を確保すること。

※2 収容定員が設定されていない場合は、十分な人と人との間隔（できるだけ2m、最低1m）を確保すること。間隔の維持が困難な場合は、開催について慎重に判断すること

※3 「観客等が、通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発すること」を大声と定義する。

- ワクチン・検査パッケージ/対象者全員検査による制限緩和は、感染状況を踏まえ、当面、行わない。
- 「イベント」には遊園地やテーマパーク等を含む。
- 1/28(金)までを周知期間とし、1/29(土)以降のイベントについて適用する。
1/28(金)までに販売されたチケットに限り、利用可能とする。